

令和7年度 橿原市職員採用試験 受験案内

- 第1次試験 : テストセンター式総合適性検査
- 申込受付期間 : 令和7年4月23日(水)～ 5月6日(火)
- 申込方法 : インターネット (手順は後述)
- 採用予定日 : 令和8年4月1日

※同年度内に本市の他の職員採用試験と重複して申込みことはできません。

1 募集職種・採用予定人数・受験資格など

全職種共通の受験資格

- ・ 平成8年4月2日以降に生まれたこと
- ・ 一般事務職(障がい者対象含む)、土木・建築技術職、社会福祉士については、民間企業や行政機関等における職務経験が令和7年4月1日時点で3年未満であること(3年以上の方は社会人対象試験にお申込みください)

募集職種	採用予定人数	受験資格 (共通資格に加え以下をすべて満たす)	職務内容
一般事務職	8人程度	学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した又は令和8年3月までに卒業見込みの人	窓口対応や施策の事務・企画など、幅広く一般行政事務に従事します。
一般事務職 (障がい者対象)	1人程度	① 学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した又は令和8年3月までに卒業見込みの人 ② 受験申込み時点で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 ※ ただし、採用日において障がい者手帳が失効していないこと	
土木技術職	2人程度	学校教育法による大学(短期大学を除く)又は高等専門学校を卒業した又は令和8年3月までに卒業見込みの人	道路、上下水道等の設計、工事監督等の業務のほか、一般行政事務に従事します。
建築技術職	2人程度		公共施設の設計、維持保全、施工管理、建築指導等の業務のほか、一般行政事務に従事します。
情報技術職	1人程度		クラウド・オンプレミスにおけるサーバ・ネットワークの設計・構築・管理のほか、セキュリティ、データベース、プログラミング、庁内業務のサポート(Office マクロ、VBAを含む。)等、本市の ICT 全般に係る業務、その他一般行政事務に従事します。
昆虫技術職	1人程度	① 学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した又は令和8年3月までに卒業見込みの人 ② 学芸員の資格を有する人又は令和8年3月までに取得見込みの人 ③ 昆虫学に関する課程を履修し、生物学、環境学等についての幅広い知識を有する人	生体を含む博物館資料の管理・活用、事業企画等の業務のほか、一般行政事務に従事します。

(次ページへ続く)

募集職種	採用予定人数	受験資格 (共通資格に加え以下をすべて満たす)	職務内容
保健師	1人程度	保健師の免許を有する人又は令和8年3月までに取得見込みの人	保健福祉に関する相談・支援や専門性を活かし健康づくりをサポートする業務のほか、一般行政事務に従事します。
管理栄養士	1人程度	管理栄養士の免許を有する人又は令和8年3月までに取得見込みの人	栄養、健康づくりに関する支援や食育事業等のほか、一般行政事務に従事します。
社会福祉士	1人程度	社会福祉士の資格を有する人又は令和8年3月までに取得見込みの人	福祉全般に関する、指導・相談・調査などの業務のほか、一般行政事務に従事します。
保育士	12人程度	保育士の資格及び幼稚園教諭の免許を有する又は令和8年3月までに取得見込みの人	市立こども園(保育所・幼稚園)及び幼稚園等において保育・教育業務のほか、一般行政事務に従事します。

- 表の受験資格と同等の資格があると当委員会が認める者についても、受験可能な場合があります。
- 表の受験資格のある人でも、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②檀原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 外国籍の人でも受験できます。ただし、就職が制限される在留資格の人は、採用されません。なお、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わるものについては日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、任用される職務には一部制限があります。
- 受験資格の要件を満たさない、申込書類の記載事項が正しくない、試験官の指示に従わない、その他不正行為等があった場合は、受験資格及び採用資格を取り消します。
- 受験者の試験成績が一定水準以下の場合は、採用人数が予定人数を下回ることがあります。

職務経験期間の計算について

- 職務経験期間とは、就業規則や雇用契約等で定められた1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務を1年以上継続した期間が該当します。
- 1ヶ月未満の日数の合計は、30日を1ヶ月として計算します。
- 休業等(育児休業、介護休業、傷病休職等)により実際の業務に従事しなかった期間が1ヶ月以上ある場合は、その期間は職務経験期間に通算されません。ただし、産前産後休暇の期間は通算されます。
- 最終合格発表後に、職務経験期間の確認等のため、職歴証明書等の提出が必要になります。

期間の計算については、この受験案内の末尾に具体例を示した資料がありますので、参照してください。

2 試験日程等

※日時・試験内容・会場等は、変更になる場合があります。

試験	日時	試験内容	会場等
第1次試験	【全職種共通】 5月8日(木)から 5月18日(日)まで	テストセンター式 総合適性検査	全国各地のテストセンター (メールで案内)
	【土木、建築技術職のみ】 5月17日(土)	専門試験	橿原市役所分庁舎 (橿原市内膳町1丁目1番60号)
第2次試験	【全職種共通】 6月中旬予定	口述試験	詳細未定 合格者に別途通知します
	【保育士のみ】 6月中旬予定	実技試験	
第3次試験	7月中旬	個人面接	

●合格発表の日程および方法

第1次試験:5月下旬予定 第2次試験:6月下旬予定 第3次試験:7月下旬予定

発表は、本市ホームページに合格者の受験番号を掲載し、可否に係わらずメールでも通知します。

●第1次試験の出題分野

【テストセンター式 総合適性検査(全職種)】		
基礎能力検査	120問択一式 回答時間60分	公務に必要な基礎的な能力を問う筆記試験です。文章読解能力、数的能力、推理判断能力、社会的な一般常識、基礎的な英語知識などの分野から出題されます。
適性検査	240問択一式 回答時間35分	社会人としての職務や職場への適性を検査します。
【専門試験(以下の職種のみ)】		
土木技術職	30題択一式 解答時間120分	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、材料・施工などの分野から出題されます。
建築技術職		数学・物理、構造力学、材料学、環境言論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工などの分野から出題されます。

[障がい者対象枠にご応募の方へ]

- 試験の受験に際して配慮を希望することがあれば、お申込み時に所定の欄へ記入してください。
- 検査は、点字による受験が可能です。ただし、会場はテストセンターではなく、本市が用意した会場にて、日程調整のうえ受験していただきます。
- 車いす、ルーペなどの補装具も使用可能です。ただし、対応可能なテストセンターが予約できない場合は、本市が用意した会場にて、日程調整のうえ受験していただきます。また、使用する補装具は各自で準備してください。

3 給与・勤務条件等

給与	初任給 大学卒業程度 (参考)約233,300円(地域手当を含む) 初任給 短期大学・高等専門学校卒業程度 (参考)約216,600円(地域手当を含む) 「橿原市の一般職の職員の給与に関する条例」等に基づき支給されます。また、採用までに条例等の改正が行われた場合は、その定めによります。 - 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算される場合があります。 - 採用後は、勤務実績等による昇給があります。 - 地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等が、諸条件により支給されます。
勤務時間	8:30～17:15 (12:00～13:00は休憩時間) ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
勤務場所	本庁舎(八木町一丁目1-18)、分庁舎(内膳町一丁目1-60)、万葉ホール(小房町11-5) リサイクル館(東竹田町1-1)、その他市内の各施設に勤務する場合があります。
休日	土・日曜日、祝日、年末年始 ただし、勤務場所によって、変則勤務となる場合があります。
休暇	年次有給休暇(1年度20日)のほか、夏季休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、病気休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、女性の産休、出産に伴う男性の休暇等があります。 その他、育休や部分休業(いわゆる時短)、介護休暇、病気やケガによる休職等の制度があります。
研修	全国市町村国際文化研修所、奈良県市町村職員研修センターなどへの派遣研修のほか、庁内で企画する新規採用職員研修、人権問題研修、階層別研修などを実施しています。
福利厚生	奈良県市町村職員共済組合の健康保険に加入します。 貸付・貯金等の事業、健康講座やライフプランセミナーを実施し、生活と健康をサポートします。

4 受験申込みから第1次試験までの流れ

- (1) 本市ホームページに記載する URL より、ユーザー登録や必要事項を入力し申込を完了して下さい。
- (2) 申込完了について自動送信メールが届きます。メールが届かない場合は、申込みが未完了の場合がありますので、必ずお問い合わせください。
- (3) 申込内容に不備がある場合、メール又は電話で連絡し、補正の指示をすることがあります。
- (4) **申込み日の翌営業日午前中**に試験の案内メールを送信します。本文に従い、テストセンターを予約して下さい。**メールが届かない場合は、第1次試験の受験期間中に必ずお問い合わせください。**

- メールが届いていない場合は、迷惑メールフォルダ等に振り分けられている可能性があります。該当フォルダを確認するか、各プロバイダにお問い合わせください。
- 受験申込やテストセンターの予約は、受付期間中であれば24時間いつでも予約ができます。ただし、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない事由が生じた場合、事前の通知を行うことなくシステムを停止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 上記のシステム停止のほか、使用される機器や通信回線のトラブル、申込内容の不備など、応募者の事情による遅延などには、一切責任を負いません。**時間に余裕をもって手続きしてください。**

5 注意事項及び最終合格から採用まで

- 試験に関して、緊急のお知らせがある場合は、本市ホームページに掲載し周知します。
- いずれかの試験を欠席又は棄権した場合は、それ以降の試験は受験できません。
また、集合時間に遅刻した場合は、受験できないことがあります。
- 各次試験合格者には、受験資格の確認書類や、事前提出問題等を求める場合があります。
- 試験に関わる提出書類は、一切お返ししません。なお、取得した個人情報については、職員採用活動以外の目的には使用しません。また、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。
- 最終合格者は、職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ①採用予定者 令和8年4月1日付で採用します。
 - ②採用候補(補欠)者 有効期間中に欠員などが生じ、補充が必要であるときに限り、採用します。
(採用候補(補欠)者の有効期間は、該当者に文書で通知します。)
- この受験案内に記載している内容以外の試験に関するお問い合わせについては、一切お答えいたしません。

6 檀原市はこんな人を求めています

『檀原市人材育成基本方針』めざすべき職員像 より



市民志向

市民感覚を持ち、市民から信頼される職員

- かしはら愛（郷土愛）をもち、高い倫理観とともに市民の目線で行動する職員
- 広い視野と豊かな想像力でニーズを把握し、質の高いサービスを提供する職員
- 常に人権意識を持ち、豊かな人間性を発揮する職員

チャレンジ志向

未来感覚を持ち、誇りと喜びを感じながら果敢に挑戦する職員

- 常に変革の意識をもって新しい課題や困難な課題に果敢にチャレンジする職員
- 個性あるキャリアデザインを設定し、仕事を通じて自己実現ができる職員
- 主体的に自己啓発に努め、自らの資質・能力を向上させる意欲のある職員

経営志向

コスト感覚に優れ、豊かなコミュニケーションでマネジメントできる職員

- 高いコスト意識や経営感覚をもって政策を立案・実行できる職員
- スピード感覚をもって自らの役割を果たし、より高い組織目標を達成できる職員
- より良い人間関係を作り、主体性をもってチームに貢献する職員

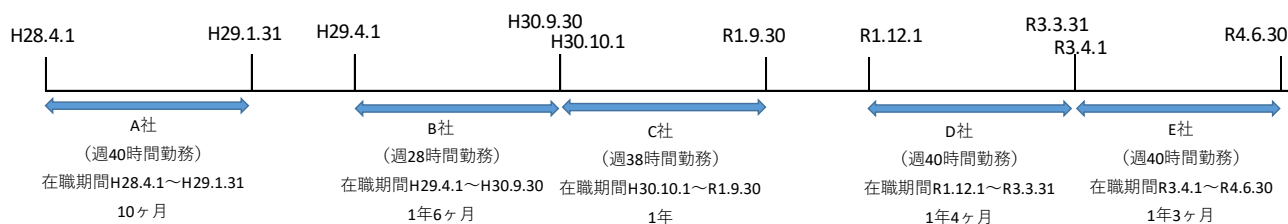
<お問い合わせ>

〒634-8586 檀原市八木町1丁目1番18号 檀原市役所人事課内
檀原市採用試験委員会 電話 0744-22-4001（内線131）

受験資格の職務経験が3年以上の計算方法

以下の例を参考に、ご自身の職歴に当てはめてご確認ください。

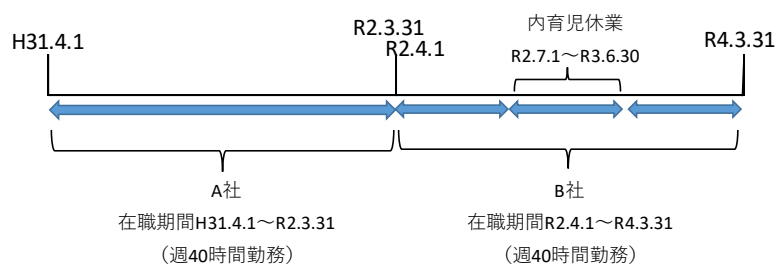
例 1



- A社：1年以上継続していないので職務経験に通算されません
- B社：週の勤務時間が30時間未満なので職務経験に通算されません
- C社、D社、E社：条件を満たすため通算されます

合計職務経験期間＝C社（1年）＋D社（1年4ヶ月）＋E社（1年3ヶ月）＝**3年7ヶ月**

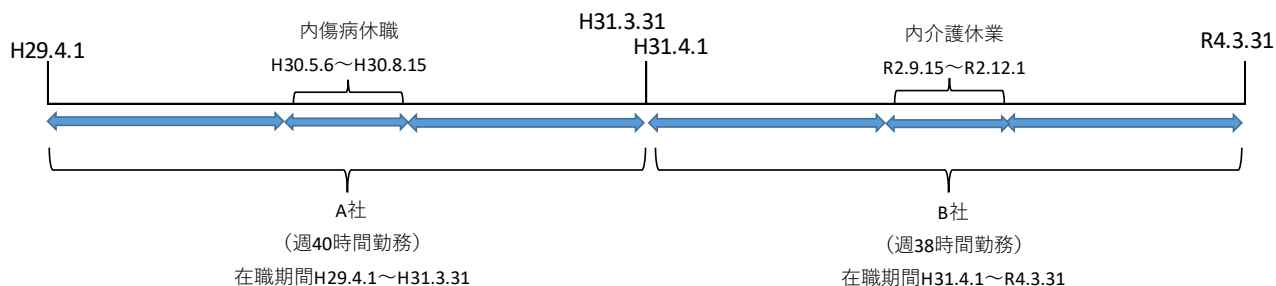
例 2



- A社：条件を満たすため通算されます
- B社：条件を満たすため通算されますが、育休期間は除かれます。

合計職務経験期間＝A社（1年）＋B社（2年－1年）＝**2年**

例 3



- A社、B社：条件を満たすため通算されますが、傷病休職、介護休業の期間は除かれます。
 ※1ヶ月未満の日数の合計は、30日を1ヶ月として計算します。

A社の傷病休職期間の算定

5月…26日、6月・7月…2ヶ月、8月…15日

1ヶ月未満の日を合計すると41日=1ヶ月11日 → **A社の傷病休職期間=3ヶ月11日**

B社の介護休業期間の算定：

9月…15日、10月・11月…2ヶ月、12月…1日

1ヶ月未満の日を合計すると16日 → **B社の介護休業期間=2ヶ月16日**

合計職務経験期間=A社 (2年-3ヶ月11日=1年8ヶ月19日)

+B社 (3年-2ヶ月16日=2年9ヶ月14日) = **4年6ヶ月3日**

ご不明な場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。